

<報道発表資料>

令和6年10月17日

労働力調査調査票の所在不明について

1 概要

川越市内の調査世帯から受領した労働力調査票の一部（4世帯分）の所在が不明になりました。

2 経過

○10月5日（土）

- ・ 調査員が、調査世帯から受領した調査票を県に提出するため、県が指定したレターパックで川越市内の郵便ポストに投函（調査員からの聞き取り）

○10月9日（水）

- ・ 県が調査票の未着について調査員に確認
- ・ 調査員が、投函した郵便ポストを所管する郵便局に問合せ

○10月10日（木）

- ・ 当該郵便局から、レターパックの集荷記録がない旨連絡
- ・ 引き続き、郵便局内の確認を依頼

○10月17日（木）

- ・ 調査票を発見できていない。

3 調査票の記載内容

- ・ 世帯主名、15歳以上の世帯員の氏名、性別、生年月、就業状況等

4 県の対応

- ・ 所在不明になっている調査票の回答世帯へ事情を説明し、謝罪を行った。
- ・ 郵便局へ引き続き調査票の搜索を依頼している。

- 個人情報の流出、悪用などについては、現在のところ確認されていない。
- 調査員へ、調査票を郵送した際は配達の確認をすることや、可能な限り郵便ポストではなく郵便局へ持ち込むよう指導する。また、調査票の慎重な取扱いについて改めて注意喚起を行う。